独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

VOL.74
令和4(2022)年10月1日発行

# ニュースレター

## 特 集　矯正施設を退所した知的障害者への支援

**「紅葉に映える妙義山」**（群馬県の自然や歴史などを題材とした「上毛かるた」より）

妙義山は、安中市、富岡市、下仁田町に位置し、赤城山、榛名山とともに上毛三山に数えられ群馬を代表する山の一つです。奇岩、奇峰が連なり、九州の耶馬渓、四国の寒霞渓とともに日本三大奇勝（日本三大奇景）としても知られています。東山麓には、創建は「宣化天皇の二年（537）に鎮祭せり」と社記にある荘厳な妙義神社が所在し、春は桜と新緑、秋は紅葉が有名です。

上毛かるた「許諾第04-02040号」

*～ 共に生きる社会の実現をめざして ～*

# CONTENTS


【特　集】

矯正施設を退所した知的障害者への支援

■「拘禁刑」の創設と社会復帰支援 …… 2

■ Good Way Modelの概要と反社会的行為のあった知的障害者の支援への適用 …… 4

■ 知的障害のある矯正施設退所者への支援 ― 心理教育プログラムの日常生活への汎化 ― …… 6

■ 知的障害のある矯正施設退所者の心境の変化 ~国立のぞみの園から地域移行するAさんへのインタビューを通して~ …… 8

■ 研究報告：地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究 …… 10

■ 矯正施設を退所した知的障害等のある女性の現状と求められる支援について －3年間の調査研究結果より－ …… 12

【養成・研修】

■ 令和４年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）を開催しました …… 14

■ 令和３年度の強度行動障害者支援の現任研修を終了して …… 16

【実践レポート】

■ TEACCHファンダメンタルトレーニングセミナーを受講して … 18

【調査・研究】

■ 国立のぞみの園が令和３年度に取り組んだ調査・研究結果と令和４年度に取り組んでいる調査・研究について …… 20

【臨床の現場から】

■ 原点回帰 ~対人援助の土台~ …… 22

【共に生きる】

■ 支援者の陰性感情との向き合い方について …… 24

【Information】

■ NOZOMINOSONO BOOKS …… 26

■ お問い合わせ先のご案内 …… 27


特集　矯正施設を退

# 「拘禁刑」

## Ⅰ．はじめに

令和４年６月17日に「刑法等の一部を改正する法律」が公布されました。今回の改正法案については、インターネット上の誹謗中傷が原因とされる自死事件との関係で侮辱罪の法定刑を引上げるという点がマスメディアでは大きく取り上げられた印象があります。しかし、この改正には「拘禁刑」の創設と、刑の執行猶予制度の拡充をはじめとする更生保護制度に関する変更も含まれており、知的障害等があって犯罪行為をした人への支援にも関係が深い内容となっています。そこで本稿では、拘禁刑の創設と刑務所における社会復帰支援という新たな方向性について紹介し、課題点に関して若干の考察を述べます。

## Ⅱ．刑法等の改正と「拘禁刑」の創設

今回の法改正によって、刑法に規定されている懲役と禁錮が廃止され、新たに「拘禁刑」という名称の刑が設けられることになりました。日本では人の自由を奪う自由刑として、主に懲役と禁錮の二種類が用いられてきました。懲役と禁錮はいずれも刑事施設に拘置して自由を奪いますが、懲役の場合は拘置中に所定の作業をしなければならないのに対して、禁錮には作業は義務づけられていません。ただし、実際には禁錮受刑者も願い出て作業をすることが多く、最近の統計では約８割が作業に従事していました。なお、自由刑としては懲役を科される人が圧倒的に多数を占めています。

新設された拘禁刑の内容は、刑事施設に拘置し、改善更生を図るために必要な作業を行わせる、または必要な指導を受けさせることです。拘禁刑の導入によって、従来の懲役・禁錮にはなかった、改善更生を図るという目的が刑法に明記されます。なお、施行は公布の日から３年以内ですので、実際の裁判で拘禁刑が言渡されるようになるのは、まだ先のことになります。

矯正と更生保護にかかわる今回の改正理由は、「刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内に

# の 創 設 と 社 会 復 帰 支 援

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科　教授
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園　参事　**水藤　昌彦**

おける処遇の充実を図るための規定の整備を行う」ことでした。つまり、改正の目的は、犯罪をした人に対する施設内処遇と社会内処遇の両方を充実させていくことであるといえます。

## Ⅲ．「拘禁刑」のもとでの処遇と社会復帰支援

刑法に加えて、刑務所等における施設内処遇について規定している「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑収法」という。）と、社会内処遇について規定している「更生保護法」も併せて改正されました。刑収法改正のポイントは、（１）受刑者の処遇原則の明確化、（２）拘禁刑受刑者に対する矯正処遇に係る規定の整備、（３）被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備、（４）社会復帰支援の充実、という４点です。刑法と刑収法の改正によって、「懲らしめ」として作業をさせるという懲役から、改善更生や円滑な社会復帰を図るために必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができるという拘禁刑へと転換し、それに伴って処遇に対する考え方も変わっていくと考えられます。

ここでは、本稿のテーマに関係が深い（４）の社会復帰支援の充実について、さらに詳しく見てみましょう。これまでの刑収法には、社会復帰に関する規定はありませんでしたが、今回の改正によって「社会復帰支援」に関する条文が新たに設けられることになりました。これによれば、「刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上で困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、①適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること、②医療及び療養を受けることを助けること、③就業又は修学を助けること、④これら①から③に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと」とされています。したがって、拘禁刑の執行が開始されれば、刑務所では刑の執行に加えて、社会復帰のための支援を受刑者に対して行うことが求められるようになります。

## Ⅳ．社会復帰支援にあたっての課題

犯罪をした人に対する施設内処遇と社会内処遇を充実させていくという今回の法改正の趣旨、ならびに改善更生を図るために必要な作業や指導を実施し、円滑な社会復帰支援に向けて取り組んでいくという拘禁刑のもとでの新たな処遇のあり方については一定の妥当性があると思われます。ただし、指導や社会復帰支援の実施にあたっては当事者の自発的な意欲がなければ実効性が見込みにくいことから、本人への説明と意思確認を丁寧に行い、本人が拒否した場合にも懲罰等を課すような強制的な取り扱いをしないように十分に留意することが求められます。法文に受刑者の「意向を尊重しつつ」とあることからも、この点は明らかです。

それに加えて、拘禁刑のもとでの新たな処遇や社会復帰支援を実効性のあるものとするためには、教育や社会復帰支援のためのプログラムを充実させていくこと、ならびにこれらのプログラムを実行するために必要な知識やスキルを持った職員を養成してマンパワーを確保することが特に重要になってくると思われます。

前者に関連しては、長崎刑務所において「知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」を開始することを令和４年６月に法務省矯正局が発表しています。この事業は、九州各県所在の刑事施設から知的障害を有するまたはその疑いのある受刑者50名程度を集約し、これらの受刑者に対し、（１）特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、（２）処遇計画に基づく訓練・指導、（３）療育手帳等の取得に向けた調整、（４）息の長い寄り添い型支援を可能とする調整という４つの取り組みを実施することを柱とするものです。実施にあたって社会福祉法人南高愛隣会と業務委託契約を締結して、障害者福祉の専門的知見やノウハウを導入するとしています。このような事業を着実に重ねていくことが、教育や社会復帰支援のためのプログラムの充実につながるのだろうと思われます。

なお、更生保護法改正を含めた全般的な内容とその意味については、10月から無料配信される「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会2022〈基礎研修会〉上級編」の「講義　刑事司法の実践」で立命館大学法学部の森久智江先生が解説されています。ぜひご覧ください。

# Good Way Model の概要と反社会的行為のあった知的障害者の支援への適用

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科　准教授　**山﨑　康一郎**

## Ⅰ．はじめに

矯正施設等を退所した知的障害者への支援において、国立のぞみの園では非行・犯罪等の反社会的行為に対する支援方法を開発、実施を行っています。支援方法には、Good Lives Model、社会的絆理論、Good Way Model等の考え方や手法が取り入れられています。本稿では、Good Way Model（以下「GWM」という。）について概要と、反社会的行為のあった知的障害者の日々の支援への適用について提示していきます。

## Ⅱ．Good Way Modelの概要と特徴

GWMは、知的障害者の性加害行為に対して、New ZealandのWell Stopという組織で、Ayland、Westによって開発された心理教育プログラムです。臨床実践を通じて工夫を重ね、知的障害のある支援対象者が十分に理解し、行動変容につながるように、内容や実施方法が知的障害に応じた分かりやすいものになっています。特に、支援対象者が自身の体験を語り、実施者の用いる言葉をどのように取り入れていくのかを、支援対象者本人やその家族から丁寧に聴きとり、支援対象者の用いる「ことば」を反映することで、支援対象者の特性に適したものになっています。その特徴には、善い（良い）、悪いというシンプルな２項対立が緑色と赤色という色を伴って用いられていることがあります。また、認知や行動を、それらを象徴する具体的な物（例えば人形や仮面）を使って外在化させて、分かりやすく示し、行動変容につながるようになっています。その他、支援対象者の強みや環境要因に着目したり、家族やケアワーカーとの関係を重視したりするといったことがあります。

善い（良い）・悪いという２項対立は、３つの枠組みで用いられています。それは、支援対象者の思考、信念、価値観に関する「善い面と悪い面：Good Side / Bad Side」、行動や反応に関する「善い方略と悪い方略：Good Way / Bad Way」、支援対象者を取り巻く環境や人間関係に関する「善い家と悪い家：Good House / Bad House」です。この枠組みの中で、支援対象者が、自身の中にある善い面・悪い面、善い方略・悪い方略、自分をとりまく善い家・悪い家がどのように性加害行為につながっていたのかを考え、選択した行動への責任を引き受けられるように支援していきます。そして、支援対象者が性加害行為をすることなく、また、虐待等の被害者になることもない生活を継続するために、善い面、善い方略、善い家である、適応的な認知、行動、環境という選択を積み重ねることができるように促していきます。同時に、支援対象者が自分自身にある善い面、善い方略、善い家という強みについて知ることができるようにし、自身の否定的な側面のみへ焦点化するのではなく、全人的な理解ができるように促します。

外在化の手法は、支援対象者の抱える問題を支援対象者自身と分けて取り出すことで、実施者と共に考えることを容易にするものです。支援対象者が自身の性加害行為について話すときには、問題となってる認知や行動を外在化させていきます。例えば、善い面・悪い面は、賢者・ギャングといったキャラクターに象徴されて外在化され、それぞれがどのような方略につながるのかを検討していきます。また、善い方略・悪い方略の選択においては、選択を形成する要因を「鍵」として外在化し、再発防止を選択できるように促します。

さらに、GWMでは、家族やケアワーカーとの関係も重視しています。アセスメントは支援対象者および家族の強みや社会的資源を含めて、生物・心理・社会モデルで行います。そして、性加害行為によって家族との関係が悪化すること、プログラムが家族関係の修復につながることを支援対象者が理解できるように提示するとともに、家族への

影響について支援対象者が聴く機会を設定します。また、支援対象者は定期的に家族のセッションに参加しながら、目標までの進捗状況を確認していきます。

加えて、プログラムにおいて支援対象者が話したことは、支援対象者のことばを用いて記録され、絵画などを用いてストーリーにまとめられます。そして、プログラムを通じて支援対象者と実施者が協力して見出した強みや希望等の情報から今後の善き人生プランを作成していきます。この人生プランは支援対象者自身の適応的な選択の積み重ねによって目指すものであるだけでなく、善い家・悪い家で示される支援対象者をとりまく環境を適切なものとすることも含んでいます。

## Ⅲ．反社会的行為のあった知的障害者の特徴と支援について

非行・犯罪行為等の反社会的行為のあった知的障害者について、その成育歴をみると、虐待やいじめ等の被害にあったという体験が多くあります。また、障害特性に配慮した適切な関わりや環境が得られなかったり、不適切な対応を受けてきたりした経験もあります。こうした被害体験や適切な対応の欠如・不適切な対応といったことが、社会とのつながり、良好な人間関係を阻害し、反社会的行為に至る背景要因となることがあります。また、こうした経験により、自我の健康な発達や信頼関係の構築が妨げられ、自他境界の形成不全、安心感の欠如、否定的な他者関係への予期といったことにつながります。そして、自己肯定感や自己効力感の低下、他者や外界に対する根深い不信感、人間関係における疎外感や迫害感が生じる等の多くの困難をもたらします。加えて、安全で安定した環境での生活経験に乏しく、世界は突然性と混沌とした不安に満ちたものと感じられ、地域生活を難しくします。

反社会的行為に対する介入として、不適応行動の抑止や置き換え、不適切な認知の修正といった支援を行うには、支援者との信頼関係、修正すべき認知や行動を受け止めるだけの自我の強さや安心感が必要になりますが、支援対象者はそれらに困難を抱えています。そのため、支援は自身の存在を否定するような脅威と捉えられるかもしれませんし、支援者を自身の傷つきを理解せずに強い立場から正しさを押しつけてくる迫害者のように感じてしまうかもしれません。また、そもそも良好な人間関係や社会関係の経験がなく、それがどういったものか想像できず、将来への期待も支援を受ける動機もない状態かもしれません。

このように、反社会的行為のあった知的障害者への支援においては、多様な困難のために、信頼関係の構築や、地域生活の動機づけといった、支援のスタートから高度な専門性が必要とされます。そのため、発達や障害の特性を理解し、生育歴の中で抱えてきた困難へのケアと同時に、反社会的行為や不適切な認知を修正することが求められます。ここでは、GWMの特徴である、支援対象者のことばを用いたシンプルな分かりやすさ、強みへの着目、外在化が有用です。

まず、安定し、安心できる環境での生活経験の乏しい支援対象者にとって、世界は理解とコントロールができないものと感じられますので、自分のことばを用いたシンプルな表現は、分かりやすいだけでなく、世界に整理と見通しを与え、安心感につながるものとなります。次に、反社会的行為や再犯リスクに焦点化するのではなく、強み、環境の資源、希望を含めた目標の設定は、自己肯定感、自己効力感の低い支援対象者が自身の肯定的な側面へ気づくことを促します。また、この支援者の姿勢が、不信感の強い支援対象者との協力関係をつくるのに不可欠なものとなります。そして、どうせ何も変わらないという状態から、地域生活を続けることへの動機づけにつながっていきます。また、外在化は、反社会的行為や不適切な認知と自分自身を分けて捉えることができるため、自己評価が極めて低く、自分自身の問題を受け止められない支援対象者にとって、自身の問題について考えることを可能にしてくれます。さらに、GWMの「悪い家」は、過去に悪い環境の中に置かれ、虐待やいじめなどの被害にあったこと、悪い環境と反社会的行為のつながりについて扱い、その上で、希望する生活においては、善い環境を作る選択をしなければならないということを示してくれます。

このように、GWMの特徴を活用することで、不適切行動や不適切な認知の修正という支援が、同時に信頼関係の構築や、自己肯定感や自己効力感の向上等、様々なニーズに応えるものになると期待されます。

# 知的障害のある矯正施設退所者への支援
## ― 心理教育プログラムの日常生活への汎化 ―

生活支援部特別支援課はばたき･ひなた寮生活支援員　峯岸　一馬

**国立のぞみの園では、知的障害のある矯正施設退所者をはばたき・ひなた寮で受け入れています。はばたき・ひなた寮では、令和２年度より集団心理教育プログラム（以下「プログラム」という。）を実施しております。具体的には、日中活動の中に心理教育に特化したプログラムの時間を設けると共に、プログラムで取り扱った内容を日常生活に反映させることで、学習内容の汎化を促して、心理教育を日常の支援の中に効果的に位置づけることができるよう取り組んでいます。本稿では、プログラムの詳細と効果をご紹介します。**

### Ⅰ．プログラムの概要

プログラムは Good way model（以下「GWM」という。）を参考に構成されています。プログラムの時間は、１コマ90 ～ 120分で、月２回程度実施しています。多くの利用者は、いじめや虐待などのトラウマ体験、環境剥奪的な状況で育ちを経験してきたため、社会経験の偏りや自己効力感の欠如、他者への基本的信頼感の未獲得などの対人関係を形成していく上での障壁をたくさん抱えた状態となっています。それゆえプログラムでは、利用者との関係性を優先します。具体的には、ゲームやクイズなどをしながら集団で楽しく過ごす時間を通し、対人関係の心地良さや和やかな雰囲気を体験すると共に、「褒める」「相手の発言を傾聴する」などの正のフィードバックを意識的に行うことで、他者から肯定的に関わられ、自身も他者に肯定的に関わることのできる体験や安心・安全に他者と関わることができる体験を可能な限り増やせるよう支援します。

GWMの手法の１つに「外在化」があります。ここで、実際にプログラムで行った具体的なワークを２つ紹介します。

### Ⅱ．「怒り」の外在化

「怒り」の外在化として、自分の中の「怒り」をキャラクターに見立てて紙粘土で作るというワークを行いました。手順としては、まず紙粘土で自分の中にある「怒り」を具体的な形状にします。この段階で「怒り」の感情が「わたし」と切り離すことができるものであることを自覚し、「わたし」の外の世界に登場させた「怒りのキャラクター」を「わたし」自身が客観視することができます。次に、「怒り」の状態には表面的な「怒り」だけではなく、「悲しい・苦しい・寂しい・不安」などといった気持ちが自分の内側に隠れていることを自覚するため、紙粘土で作った「怒りのキャラクター」の体内に、その隠された気持ちの書かれた紙を埋め込み、「怒り」の内側には隠れた感情があるということを製作の過程で確認します。最後に怒りのキャラクターを各々で命名して完成です。完成した怒りのキャラクターは自室で保管します。これは「怒り」自体を否定し、その感情を抑圧することだけが「怒り」への対処方法ではないことを示唆しています。「怒り」を力ずくで抑え込んだりその存在を否定したりするのではなく、共存していくことが「怒り」との適切な向き合い方であるという理解を促します。

「わたし」は「わたし」の怒りのキャラクターとにらめっこしながら、時には怒って暴言を吐いてしまった自分に後

**写真１：怒りの外在化で制作したキャラクター**

悔し、時には怒ったけど行動化せずに我慢できた自分を賞賛する。こうして一喜一憂する過程の中で、「怒り」とうまく付き合っていく自分を客観視できるようになることを「怒り」の外在化の到達目標と考えています。

## Ⅲ．不適切な認知の外在化

同様に日常生活の中にある不適切な認知（例：恣意的推論、分極化思考、過度の一般化、選択的抽象化など）の外在化を行いました。「〜にちがいない」といった決めつけ思考や、「〇か×か、２つの選択肢しかない」といった視野狭窄は不適切な認知が原因であり、あらゆる場面で存在するものの、本人は無自覚で看過されることが多いのが現状です。こうした不適切な認知を自覚していくために、怒りのキャラクター同様に不適切な認知をいくつかピックアップして、「悪い認知モンスター」という架空のキャラクターを作成しました。このモンスターはどんな特徴があるか（＝不適切な認知の特徴）を解説し、日常生活にヒントを得た会話などの場面を例に挙げてどんなモンスターが関連しているかを意見交換しました。また、モンスターとして外在化させることで、「悪いことを考える悪い自分」ではなく、「悪いことを考えるのはモンスターの仕業なので、自分はその悪い行動を選ばないように注意する」と認知の修正を促し、怒りのキャラクターと同様に否定するのではなく自覚して認識することで、自分の中のモンスターだけでなく、他人の中にいるモンスターともうまく付き合っていくことの大切さに気付くことを不適切な認知の外在化の到達目標と考えています。また、プログラム後もモンスターの情報を共有し、日常生活の相談の場面などでモンスターの名前を話題に出すなど、日常的な支援でも有効活用して学習内容の定着を試みています。

**図１：悪い認知モンスターの一例**

## Ⅳ．宿題の設定

プログラムの終わりには毎回、利用者・支援者共に振り返りシートを書いて、その日の達成度や満足度を振り返ります。加えて利用者にはテーマに沿った「宿題」を設定して、次回のプログラムまでに取り組む課題を提供します。学校生活を想起し、「宿題」という概念に陰性感情を抱く可能性のある方もいるため、事前に各々が実行可能な内容に調整したり、「宿題をします」の報告までは利用者が自発的に行う必要はありますが、宿題の内容は支援員が付き添って行うものに設定したりするなどして無理のない形で宿題に取り組めるようにします。宿題の目的は日常生活への汎化ではありますが、プログラムの記憶を思い出すだけでも効果はあります。詳しい学習内容まで想起できなくても、「楽しくできた」「拍手してもらって嬉しかった」などの肯定的な記憶を想起するきっかけになるだけでも、「宿題」の意義はあると考えています。

## Ⅴ．プログラムの効果の確認方法

利用者は、知的能力の制約や障害特性から記憶の保持が苦手であるため、支援者の想像以上の速さで体験した記憶が風化していきます。よって、支援者が意図しているようにプログラムの内容が伝わっているとは限りませんし、利用者がキャッチした気づきがあったとしても、その気づきは最初とは異なるものに変化しやすく、時間の経過と共に簡単に失われやすくもあります。それゆえ、プログラムの効果は、テーマで扱った概念の理解度、学習内容の定着度、具体的な行動変容の様子といった視点で利用者をアセスメントし、確認していきます。

## Ⅵ．おわりに

第一にプログラムに参加して楽しんでもらうこと、第二にプログラムで体験したことを通じて自身の認知・感情・行動に何かしらの気づきを持ってもらうこと、最後にプログラムでの肯定的な感情と記憶と共に、少しでも対人関係の心地良さや安心・安全を感じてもらうことを目指し、今後もプログラムを企画し提供していきたいと考えています。

特集

# 矯正施設を退所した知的障害者への支援

## 知的障害のある矯正施設退所者の心境の変化
### ～国立のぞみの園から地域移行するAさんへのインタビューを通して～

生活支援部特別支援課はばたき･ひなた寮　生活支援員　**清水　康平**

**国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活への移行に向けた支援を行っています。本稿では、当法人から地域移行したAさんに、地域移行直前に行ったインタビューの結果と、生活支援員（以下「支援員」という。）の視点から見たAさんの心境の変化をご紹介します。**

**なお、本インタビューの詳細とプロフィールについては、本人の同意を得た上で掲載しています。**

## Ⅰ．Aさんのプロフィール

**基本情報**
- 知的障害
- 療育手帳B
- 一人暮らしの経験あり
- 一般就労の経験あり

**本人の特性**
- 真面目な性格で、礼儀正しい
- 他者に気を遣いすぎてしまうことがあり、良く思われたいという気持ちから、正しくないと分かっても「断る」ことが苦手
- 障害者としてみられたくないという思いが強い

Aさんは、窃盗を繰り返し、矯正施設へ入所しました。窃盗に至った背景には、複雑な人間関係を始めとした様々な環境要因もありますが、自身で衝動性をコントロールすることが苦手であること、また、他者に気を遣ってしまい悪行であっても断ることができない、といった特性が関係していることがうかがえました。

矯正施設退所後の生活の場は、グループホームという選択肢もありましたが、窃盗を繰り返してしまう可能性が高かったため、社会生活に必要な訓練を行うことを目的に、障害者支援施設である当法人に入所しました。

当法人では、「衝動性のコントロール」と「本心で相手に伝える」の2点を目標に、地域生活を目指して、約１年間の生活訓練を行いました。

## Ⅱ．地域移行直前のAさんへのインタビュー

今回のインタビューでは、Aさんの心境の変化についてうかがいました。インタビューは､入所中の目標であった｢衝動性のコントール｣､｢本心で相手に伝える｣という2点を軸に実施しました。

支援員：入所前に立てた2つの目標を憶えていますか？

Aさん：衝動性を抑えることと、衝動性は金銭管理も含まれますよね。

支援員：もう１つは憶えていますか？

Aさん：あとは、本心を言えるように。

支援員：この2つの目標を立てて昨年10月から生活していますが、今現在、変化は感じますか？

Aさん：まず１つが「本心を言えるようになりたい」＝本心で相談できるようになりたいということについては、職員さんに正直に相談させてもらいましたし、他にも素直に思っていることを、そのままの自分をさらけ出すというか、これまで地元に住んでいるときよりは言えるようになってきたのかなっていうのはあります。

衝動性については、やっぱり買い物で服屋とかに行って見ると「欲しいな」っていうこともあったけど、気持ちを抑えることができました。金銭管理もそうですけど、“貯金しなきゃ、しなきゃ”っ

て思ってしまうとどうしてもうまくいかなくて、それで相談させてもらっていました。そこは地域移行してからも自分で考えすぎずに、無理のないよう貯金できればいいかなって思っているので、地元の支援者と話し合って決めていきたいと思います。そのためにも、自分の本心を支援者に伝えていきたいと思います。

支援員：「これからも相談していきたい」とのことですが、当法人へ入所する前は相談することはできていましたか？

Aさん：家族に管理してもらっていたこともあるんですけど、本格的に「どうしていきたいか」という話はできていなかったので。だから家族と話しても上手くできたことは少なかったです。

支援員：当法人に来てから相談するということはできるようになったと感じますか？

Aさん：はい。前よりは。

支援員：これからも相談していきたいという思いはありますか？

Aさん：はい。毎回相談するとかではなく、困りごとが起きる前に定期的に話せると良いかなって思います。相談するだけで無く、金銭管理の練習やコミュニケーション、認知、感情、境界線の学習など、ここで訓練したこともあるので、自分でやれるとこはやっていきたいです。ただ、お金の部分はちょっと自分だけでは難しいなって思っているので。そこは本心で話しながら相談していきたいです。

支援員：自分で難しい部分は人と相談しながら進めていくということですか？

Aさん：自分で判断できるところは自分でやっていきたいなと思っていますし、自分で考えてみて「いや、これはちょっと考えてもらいたいな」とか「考えすぎてやばいぞ」っていうことは支援者と決めていきたいと思います。

支援員：相談できると心境は変わりますか？

Aさん：だいぶ違うと思います。相談をしてアドバイスをもらえると「そうだよな」と思えて、それを実行するようにしています。１人で考えてしまうと、間違った判断をしてしまうこともあるし、考えすぎて余計に不安になってしまうことがあって。もちろん全部じゃなくて、自分で判断できるところは自分でやるように心掛けていました。金銭管理（衝動性）のように自分１人ではうまくいかないことを、ここで職員と一緒に探すことができたので、そこについては移行後も相談することを心掛けていきたいです。

支援員：それでは、この２つの目標に変化はありましたか？

Aさん：はい。100％ではないと思いますけど、自分の中ではある程度の達成感を感じられていると思います。自信を少し持てたかなと思うので地域に行ってからも継続していきたいと思います。

## Ⅲ．支援者の視点から見たAさんの心境の変化

今回のインタビューでは、「相談」というワードが多く挙がりました。「相談することで安定した生活を送れた」ということが成功体験となり、移行後も「相談することを心掛けていきたい」という気持ちをもたらしているように感じました。

また、自分の得意なこと・苦手なことを支援者と整理する中で、「苦手なこと＝自分で頑張ること」ではなく、「苦手なこと＝支援の必要があること」ということを理解できたように思います。

知的・発達障害のある方にとって、説明のみでイメージすることは難しい場合もありますが、体験を積み重ねることでイメージできることもあるように感じました。

## Ⅳ．まとめ

当法人の矯正施設退所者受入寮に入所される利用者は、今まで福祉サービスと繋がらず、支援が行き届いていなかったケースが多くあります。また、つながっていても非常に弱いつながり、形だけのものにとどまり、本人の具体的な支えとなっていないケースもありました。そのためAさんのように、福祉と繋がり、支援を受け入れる経験を持つことは、安定した地域生活の継続を可能とします。当法人では、利用者１人ひとりの「特に支援が必要な場面」をアセスメントし、地域移行後も適切な支援が継続されるよう、関係機関に有益な情報を発信していきたいと思っております。

特集

# 矯正施設を退所した知的障害者への支援

## 研究報告：地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究

研究部研究課研究員　岡田　裕樹

**国立のぞみの園では、令和３年度障害者総合福祉推進事業「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」において、地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターにおける障害者の入口支援の現状と、連携した実践の事例などを把握しました。本稿では、主に研究によって把握した地域生活定着支援センター及び基幹相談支援センターの連携の実態と協働して支援を行った事例などについてご報告します。**

### Ⅰ．研究の背景

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等であって、かつ高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センター（以下「定着センター」という。）が支援を行う「被疑者等支援業務」が令和３年度から始まりました。この業務には、基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）も、「定着センター」と協働した支援や地域の関係機関へのつなぎなどの役割で関わります。

本研究は、この「定着センター」と「基幹センター」が行っている入口支援について、それぞれの現状と、協働した事例を把握しました。

「入口支援」とは、矯正施設（刑務所や少年院等）に入所する前の段階で、高齢または障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しする取り組みです。また、令和3年４月からは、「被疑者等支援業務」が「定着センター」の新たな業務として開始されました。 本研究では、「被疑者等支援業務」を含めて「入口支援」として調査を行いました。

また、「基幹センター」には、犯罪（非行）行為で逮捕されたことにより検察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行ったものを「入口支援」として調査を行いました。

### Ⅱ．研究の方法

研究方法は以下の通りです。

**■入口支援の実態把握のためのアンケート調査**

調査内容：令和２年４月１日～令和３年９月末日における入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、事例等。

調査対象：①全国の「定着センター」（悉皆48カ所）、②全国の「基幹センター」から抽出した528カ所

調査期間：令和３年10月18日から11月19日

**■入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査**

調査内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題など

調査対象：①アンケート調査結果より抽出した「定着センター」10カ所、②アンケート調査結果より抽出した「基幹センター」９カ所

調査期間：令和４年１月６日から３月20日

### Ⅲ．研究の結果

アンケート調査の結果、「定着センター」は34カ所（回収率70.8％）、「基幹センター」は300カ所（回収率56.8％）から回答がありました。

**■入口支援を行ったセンターの割合と連携の状況**

「定着センター」において、新規に相談を受けて入口支援を行った利用者がいたセンターは28カ所（82.4％）、

「基幹センター」において、新規に相談を受けて入口支援を行った利用者がいたセンターは117カ所（39.0%）でした。

両センターの連携状況は表１、２の通りです。

**表１「定着センター」が連携した地域の関係機関**

（n=28）

| 機関名 | 回答数（全対比） |
|---|---|
| 保護観察所 | 25（89.3%） |
| 障害者相談支援事業所 | 24（85.7%） |
| 弁護士（国選） | 24（85.7%） |
| 自治体の障害福祉担当部署 | 23（82.1%） |
| 基幹相談支援センター | 19（67.9%） |

**表２「基幹センター」が連携した地域の関係機関**

（n=153）

| 機関名 | 回答数（全対比） |
|---|---|
| 自治体の障害福祉担当部署 | 103（67.3%） |
| 障害者相談支援事業所 | 98（64.1%） |
| 本人が利用する障害者支援事業所 | 94（61.4%） |
| 医療機関 | 85（55.6%） |
| 地域生活定着支援センター | 74（48.4%） |

（新規に相談を受けて入口支援を行った利用者及び支援を行っていたが非行・犯罪行為により逮捕されるなど刑事手続きに関わる支援を行った利用者がいたセンター153カ所を母数とする）

## Ⅳ．事例

ヒアリング調査の結果、「定着センター」と「基幹センター」が連携して取り組んだ事例の状況を把握しました。

**【事例１】**

「定着センター」が地域の関係機関を対象に開催する勉強会に「基幹センター」が参加し、「定着センター」から「基幹センター」に入口支援や司法関連の情報を提供している。そのため、「基幹センター」が「定着センター」の役割を理解でき、連携の際の役割分担も円滑に行えている。

**【事例２】**

「定着センター」が自立支援協議会において非行・犯罪行為をした障害者への支援に関する研修会を行っている。また、事務局となる自治体が毎月１回「司法と福祉の連携部会」を行い、ここに「基幹センター」と「定着センター」の他、刑務所の社会福祉士、弁護士会、保護観察官、医療機関などの機関が参加し、地域との顔つなぎができている。

**【事例３】**

「定着センター」が、犯罪行為の経歴があり居住先が見つからない障害者の支援を「基幹センター」に相談し、「基幹センター」が中心となってグループホームへの入所支援を行った。「基幹センター」がグループホームに対して対象者に関するアセスメントなどの情報共有を入念に行ったことと、「基幹センター」、「定着センター」等の関係機関が今後のバックアップを行うことを受け入れ先となるグループホームに伝え、グループホームの支援者の不安感が払拭されたことで入所に至った。

## Ⅴ．考察とまとめ

「定着センター」は全体の約８割、「基幹センター」は全体の約４割のセンターが入口支援を行っていました。また、「定着センター」と「基幹センター」との入口支援の際の連携について、以下が重要であると考えられました。

**①役割分担と情報共有**

「定着センター」は司法との橋渡し、「基幹センター」は地域で支援する事業所等へのつなぎを担うこと、対象者のアセスメントの共有など、支援を引き継ぐ際の情報提供を相互に行うこと。

**②顔の見える関係づくり**

「定着センター」による司法関連の情報提供を行う勉強会の実施や、自立支援協議会での非行・犯罪行為をした障害者の支援についての定期的な情報の共有などが、支援が必要になってからではなく、普段から顔の見える関係ができていること。

障害者の入口支援において、「定着センター」と「基幹センター」は重要な役割を担っています。両センターが協働した支援を行うために、日常的に情報の共有ができるための取り組みが重要です。

特集

# 矯正施設を退所した知的障害者への支援

## 矯正施設を退所した知的障害等のある女性の現状と求められる支援について
## －３年間の調査研究結果より－

研究部研究課研究係　**佐々木　茜**

**国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、令和元年度～３年度にかけて厚生労働省社会福祉推進事業の補助を受け、矯正施設を退所した知的障害、精神障害、発達障害（以下「知的障害等」という。）のある女性の実態や求められる支援のあり方について、３つの調査研究を行いました。本稿ではこれらの研究結果の概要をご紹介します。**

### Ⅰ．特別調整対象となった知的障害等のある女性の統計的実態

日本の矯正施設に入所している受刑者の男女比は、およそ９：１です。少数である女性受刑者の中でも、知的障害等のある女性となるとさらに少数です。

一方、矯正統計年報によると、知的障害、精神障害、その他の精神疾患（発達障害を含む）のいずれかを持つ「精神診断」のある新規受刑者数の推移は、図１のように全体的に増加傾向にあり、中でも、女性においてその傾向が顕著であることが記されています。

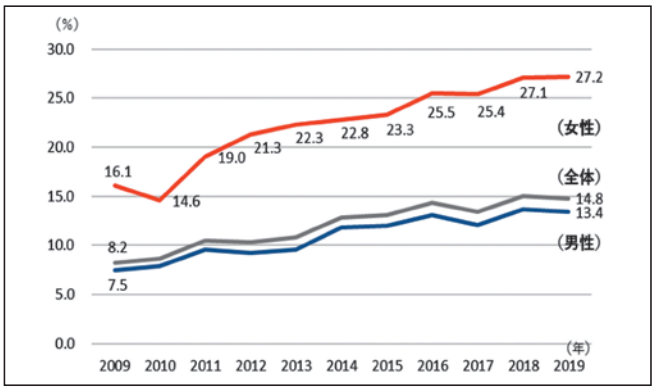


**図１．精神診断のある新規受刑者の比率推移**
**（矯正統計年報 2009～2019年をもとに古屋ら(2021)作成）**

令和元年度は、地域生活定着支援センターを対象に、特別調整対象となった知的障害等のある女性の統計的実態について調査しました（注）。

その中で、特別調整対象となった知的障害等のある女性が、非行・犯罪行為に至るまでに経験した困難な事象について選択肢を示して尋ねたところ、図２のような結果になりました。

経験した事象について類似した項目ごとに分類すると、**【ネガティブな自己評価事象】**と**【外部に原因のあるトラウマティックな事象】**に分類でき、中には精神科医療の対象となる事象も含まれます。

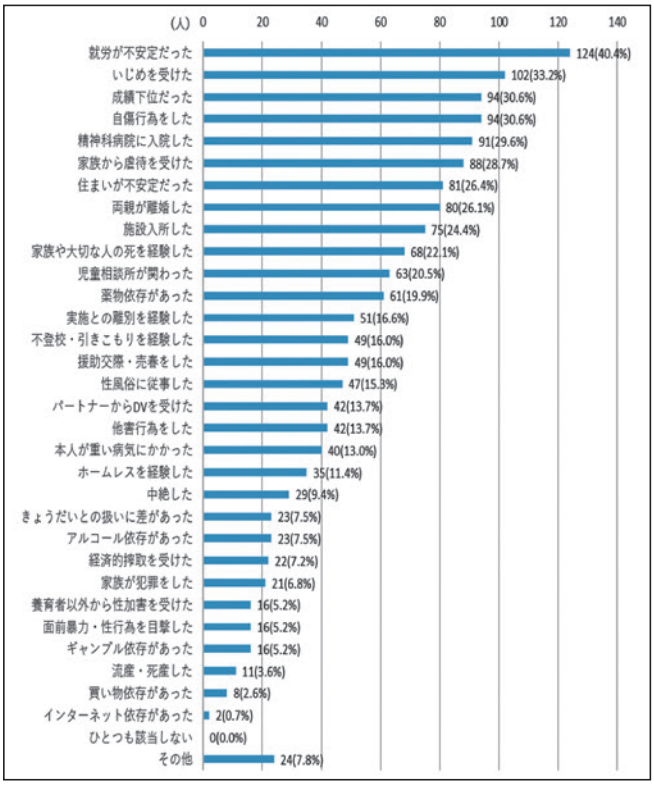


**図２．特別調整対象女性が犯罪く行為に至るまでに経験した事項**
**（複数回答） n=307**

矯正施設退所後の支援においては、これらの経験の有無や、これらの経験が非行・犯罪行為や日常生活にどのように影響しているかを踏まえる必要があります。

（注）矯正施設退所後に福祉的支援が必要な高齢者や障害者に対して、円滑な社会復帰のための支援を行う制度を「特別調整」と言い、特別調整など福祉的支援を行う専門機関を地域生活定着支援センターといいます。

## Ⅱ．司法－医療－福祉の連携における現状と課題

統計的数値を踏まえると、矯正施設を退所した知的障害等のある女性は、矯正施設退所後の地域生活支援においても精神科医療および心理的ケアのニーズが高いと考えられます。しかし矯正施設退所直後の支援において、医療との連携は必ずしもスムーズとは言えない現状があります。

たとえば、令和２年度の調査によると、地域生活定着支援センターが特別調整において支援をコーディネートする際に必要とする「心理に関する情報」については、83%の職員が不足と感じており、また「医療に関する情報」についても73%の職員が不足していると感じています。これらの情報が不足するのは、①捜査・公判段階および矯正施設において個別心理検査は全員に実施されていないこと、②外部への情報提供に対する考え方が矯正施設によって異なっていることなどが理由となっています。

## Ⅲ．医療機関および福祉サービス事業所における支援の現状と課題

令和３年度は、地域生活定着支援センターに対して、精神科医療や心理的ケアニーズの高い知的障害等のある女性の現状や、支援上の課題についてヒアリング調査を行いました。その結果、矯正施設退所後に医療的な支援が必要な対象者の特徴は、「トラウマ」「愛着」「依存症・嗜癖（しへき）」の課題がある女性であり、医療につなげる目的としては、「処方薬の再調整」「地域移行を前提とした一時的な入院」「地域の福祉サービス事業所利用開始後の相談先の確保」であることがわかりました。

同調査において、矯正施設から医療機関を経て地域生活を送る知的障害等のある矯正施設退所者を支える福祉サービス事業所で行われている支援内容についてもヒアリング調査を行いました。調査対象となった事業所では、精神科医療や心理的ケアニーズの高い知的障害等のある女性を複数人支援し、いずれの事業所も、依存症や困窮状態など、様々な困難を複合的に経験している障害者を支援する理念を持っていました。

## Ⅳ．考察－求められる支援のポイント

３年間の調査結果より、矯正施設を退所した知的障害等のある女性の背景や、矯正施設退所時から地域生活における医療と連携した支援の現状と課題が見えてきました。

今後、矯正施設を退所した知的障害等のある女性を支援する上で必要と考えられるポイントを２点挙げます。

１点目は、対象者に対する支援の枠組みとしての「トラウマインフォームドケア」です。「トラウマインフォームドケア」とは、あらゆる臨床現場において、対象者の行動に及ぼしているトラウマの影響を把握し、適切に対応するための基本姿勢を指します。非行・犯罪行為に至った知的障害等のある女性の多くがトラウマティックな体験をしていることを踏まえると、支援者もトラウマへの対応に関する知識を持つ必要性は高いと言えます。

２点目に、対象者を支援する機関同士の連携における「対境担当者」の重要性です。「対境担当者」とは、自組織と外部環境をつなげ、情報と資源の交換を円滑にする人物を指します。矯正施設退所後、医療と関わりながら地域で生活する場合は、地域生活の継続を見据えた多職種によるソーシャルワークが重要です。具体的には、矯正施設（司法）から医療機関を経て障害福祉サービス事業所に移行する一連のプロセスの中で、「司法」「医療」「福祉」の各機関におけるソーシャルワークの専門職が、切れ間なく情報を共有し、関与し続けることが重要と考えられます。現状では、地域生活定着支援センターが「司法」「医療」「福祉」の一連をつなぐケースが多く、地域生活開始の初期段階では非常に重要な役割を担っていますが、地域生活継続の視点では、地域生活定着支援センターだけではなく、相談支援事業所をはじめとしたその時々のケースに応じた各機関が、各組織をつなぐ役割を担うことが重要と考えられます。

## Ⅴ．おわりに

近年、一部の矯正施設において、高齢者や障害者の社会復帰に向けた専門的処遇を行うモデル事業や、女性の依存症回復に特化した処遇プログラムが始まっています。これらの処遇体制の変化や、研究結果から見えてきた福祉的支援のさらなる充実によって、知的障害等のある女性が、矯正施設退所後に安定した地域生活を継続されることを願っています。

なお、本稿で紹介した研究結果の詳細は当法人ホームページに公開していますので、ご参照いただけますと幸いです。

# 令和４年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）を開催しました

事業企画部研修･養成課課長補佐　**槻岡　正寛**
生活支援部特別支援課かわせみ寮副寮長　**松本　佳雅**

**「強度行動障害支援者養成研修」とは、強度行動障害の状態にある人たちに対して、適切な支援を行う職員の育成を目的に、平成25年度より始まった研修です。国立のぞみの園が開催しております強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）（以下「本研修」という。）は、都道府県地域生活支援事業で実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の企画・開催・運営を担う人を養成するための研修となっております。本稿では、令和４年度の本研修の概要と様子をご紹介します。**

## Ⅰ.「強度行動障害支援者養成研修」について

強度行動障害支援者養成研修は、強度行動障害が現れやすいとされる自閉症の方の障害特性や有効な支援について学ぶことを目的とした「基礎研修」と、基礎研修修了者で強度行動障害が現れている人たちの障害特性を正しく見極め、的確な支援計画及び手順書の作成ができる職員の育成を目的とした「実践研修」で構成されています。

また、本研修のプログラムは、ストーリー性を重視し、講義・演習を織り交ぜながら構成されています。

さらに本研修では、都道府県研修で講師等をする際のポイントについてもお伝えしています。

## Ⅱ. 本研修の概要と受講者数

令和４年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し開催方法について検討を重ねた結果、令和３年度に引き続きZoomを使用してのオンラインによる開催としました。本研修は、各都道府県研修の企画・運営を担う予定の方を都道府県より最大４名（各回１～２名）推薦していただき、基礎研修が155名、実践研修が146名の方が受講しました。また、受講者のほかにオブザーバーとして基礎研修８名、実践研修７名が参加しました。開催日程と各回の受講者数については、表１、２の通りです。

また、令和４年度は新たに、実践研修の「関係機関との連携」において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）の研究員から教育分野における強度行動障害支援の動向や事例を交えた講義をしていただき、教育分野との連携について参加者と一緒に考える時間を設けたことに併せ、特別支援教育関係者にも「関係機関との連携」の科目を公開することといたしました。特別支援教育関係等の聴講者は、全３回で229名となり（表３）、教育関係者からの強度行動障害のある方の支援に関する関心の高さがうかがえました。

**表１　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））開催日及び受講者数**

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和４年５月30日(月)－５月31日(火) | 58名 |
| 第２回 | 令和４年６月13日(月)－６月14日(火) | 55名 |
| 第３回 | 令和4年6月27日(月)－６月28日(火) | 42名 |

**表２　強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））開催日及び受講者数**

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和４年６月２日(木)－６月３日(金) | 51名 |
| 第２回 | 令和４年６月16日(木)－６月17日(金) | 48名 |
| 第３回 | 令和４年６月30日(木)－７月１日(金) | 47名 |

**表３　実践研修「関係機関との連携」聴講者数**

| | |
|---|---|
| 第１回 | 79名 |
| 第２回 | 88名 |
| 第３回 | 62名 |

## Ⅲ．受講者からの声

本研修の受講者からの感想等をご紹介いたします。

・オンラインでのグループワークも工夫次第でスムーズにできることがわかり、とても勉強になりました。
・グループワークをとおし、全国で支援されている事業所の方々と意見交換をすることができて有効でした。
・講義の時間配分やポイントを説明していただき、今後に活かしていきたいと思います。
・オンライン研修でのスプレッドシートの活用やグループワークのやり方など今後の研修等の参考になりました。
・オンラインでの資料の共有や集合研修での進め方の具体的な提案があったので参考になりました。
・都道府県研修でこの様に伝えたら良い、座談会形式の講義も良いなど、新しいアイデアもいただき、大変ありがたく参考になりました。
・地方での研修形式がオンラインあるいは集合型と検討しているところもあると思いますが、両方向に沿った内容で指導をしていただいたので参考になりました。
・グループワークの時間が多く、議論も活発にできたことで自信になりました。ファシリテーターが要所で的確なアドバイスをし、雰囲気を和ませてくれてとても良かったです。
・教育機関の方が、強度行動障害の研修に参加してもらえる環境になったことが大変うれしいです。一貫した関わり方や学びが継続できることで、少しでも困難を抱えた方々が生きやすくなればと思います。
・医療・教育の視点を聞けたのはとてもよかったです。同じ方と関わる中で「共通」と「違い」を知ってから連携をしたいと思いました。
・目の前の今の生活（施設の中の生活）を落ち着かせようとなりがちだが、施設のことは施設で、学校のことは学校で、とお互いが分けて考えてしまわないよう、本人の成長と穏やかに楽しく生活できることをともに考えていきたいと思いました。

## Ⅳ．ファシリテーターとして参加して

**松本　佳雅**

私は、6月30日と7月1日に行われた本研修（実践研修）にファシリテーターとして参加しました。この研修のファシリテーターは、初めての経験でしたので研修内容を再確認しながら参加しました。

実践研修は、支援手順書の作成プロセスについて演習を通して学ぶことがメインで、講師の説明の後に個人ワークや4～5人でのグループワークを行いました。私が担当したグループは、支援に直接携わっている方、行政の心理職の方など多職種の方がいました。事例検討をする際に多職種の方がいたことで、異なった視点の意見が聞かれ、より学びを深めることができました。

2日目の昼食時にグループ交流会があり、一人の方が今抱えている困難事例について意見交換をしました。短い時間でしたので解決の糸口は見いだせませんでしたが、悩みを共有し、自分の経験や事業所での取り組みなどの情報を交換し、一緒に事例について考えられたことは、強度行動障害というキーワードで繋がったからこそできる貴重な機会だと感じながら参加しました。

ファシリテーターの経験を通して、支援を組み立てる基本の大切さやチームとして支援を考え支援をまとめていく時の視点を改めて確認することができました。この経験を日々の支援で活かしていきたいと思います。

## Ⅴ．おわりに

本研修は、平成25年度から基礎研修が、平成26年度から実践研修が開始され、令和2年度には平成30年度の報酬改定により加算対象となる事業が追加されたこと等に伴う研修カリキュラムの改正が行われました。

ちょうどその頃、新型コロナウイルス感染症の感染が日本でも拡大し、従来、集合型で行っていた本研修を、令和2年度よりZoomを活用したオンライン研修に切り替え、開催してきました。

昨今、感染症対策を講じつつ、集合型での研修を再開している地域があり、そういった地域から、集合型で実施する場合の研修方法等の問い合わせをいただくようになった状況を踏まえ、オンラインで開催しながらも「集合型で行う場合の情報」を併せて提供しております。

今後も皆様からの声に耳を傾け、開催方法や回数、内容等を検討していきたいと思いますので、本研修に関してご意見・ご要望等ございましたら、事業企画部（027-320-1357）までご連絡いただきますようお願い申しあげます。

# 令和３年度の強度行動障害者支援の現任研修を終了して

社会福祉法人　岐阜県福祉事業団　ひまわりの丘　すまいるフロア
主任　神ノ川　貴史

## Ⅰ．研修で感じたこと

令和３年度、特別支援課つぐみ寮にて１年間研修を受けさせていただきました、神ノ川です。

社会福祉法人岐阜県福祉事業団の研修派遣生としては、３期目のメンバーでした。私自身、１、２期生からの研修報告を受けながらも、より深く学ぶためには自身で見て、聞いて、経験することが最良であると決心し、１年間の研修派遣を受けさせていただきました。

４月当初は不安でしたが、つぐみ寮の職員さん達が温かく迎えてくださり、直ぐに打ち解けることが出来ました。また、利用者さん（国立のぞみの園での２年の有期限を終えた後、ひまわりの丘すまいるフロアへ入所される方）の担当を任せていただけたことは、とても大きな経験となりました。

国立のぞみの園での支援のあり方を学び、実践する中で今までの自分がどれだけ無知であったかを痛感しました。

つぐみ寮を含め特別支援課の職員さん達は、常に学ぶ意識が高く、各寮内での勉強会を始め、コンサルティングによる実践報告などを経て、着実にスキルアップしている現状があり、それが当たり前である環境が整っていました。その環境を活かし、自身の中にいくつもの支援の引き出しを持つことで、利用者さんの躓きをいち早く拾い上げ、次の支援（２手先）までも視野に入れていることには驚きしかありませんでした。また、支援の基礎には必ず利用者さんの「障害特性の理解」があり、その中で、つぐみ寮では担当職員だけではなく、チームで支援を考え、寮内会議を経てチームで実践することを大切にしており、職員間の密なコミュニケーションが、互いのスキルの差をカバーし合える環境がありました。

私自身もたくさん相談する機会があり、支援に繋げることが出来ました。チームで決めた支援を実践し、振り返り、再度実践する。A（アセスメント）PDCAサイクルを常に意識しての支援が重要であることも知ることが出来ました。

１年の研修の中でも、コンサルタントの堀内先生から学んだ「１日のスケジュール」は今まで知ることが出来なかったものであり、大きな経験となりました。つぐみ寮の職員さんと同時期に悩みながらも、一緒に学ぶことが出来る貴重な機会となりました。

## Ⅱ．ひまわりの丘すまいるフロアに戻ってから（４月～９月現在）

令和４年４月１日より各ユニット13名程（全４ユニット）の利用者さんが在籍する新棟に携わっています。

大きな環境変化があった中で、混乱する利用者さん、慣れない動きに戸惑う職員と、動き出した２か月間は本当に大変でした。その中で、昨年一緒に学んだメンバーのほか、１、２期生と共に情報共有しながら、国立のぞみの園で学んだことを支援の実践に取り入れています。「１日のスケジュール」の導入に向けた支援では、利用者さん、職員の多くは視覚支援の経験が少ないため、１つ１つの活動を写真カードにし、その都度提示しながら支援をスタートしました。４月当初は上手くいかないことも多くありましたが、徐々に利用者さんも職員も慣れ、現在では「１日のスケジュール」を導入している利用者さんが増えています。

日々、悩みながら実践を繰り返す中で、利用者さんから学ばせてもらっている事を改めて知ることとなりました。利用者さん一人ひとりが安心して、豊かな生活が送れるように、これからも仲間と共に学び、悩み、共感し合い、より良い支援に繋げていきたいです。

## Ⅲ．最後に

一生に一度の経験。国立のぞみの園の職員さんと一緒に働くことはもうありません。とても寂しいですが、１年間の経験を今後に必ず活かし、みなさんに良い報告が出来るようこれからも日々精進していきます。私自身、１年間の研修で支援者として、人として大きく成長させていただきました。本当にありがとうございました。

# 令和３年度の強度行動障害者支援の現任研修を終了して

社会福祉法人　岐阜県福祉事業団　ひまわりの丘　すまいるフロア
ケアワーカー　仲村　　淳

## Ⅰ．国立のぞみの園での経験

令和３年度、特別支援課かわせみ寮第１において、１年間研修を受けさせていただきました、仲村と申します。社会福祉法人岐阜県福祉事業団では、これまで２年間で計４名の派遣研修の修了者がいましたので、自分たちが第３期の研修生となりました。ひまわりの丘すまいるフロアでは過去２年間の学びから得られた報告や、それに基づいた実践がすでに開始されていたため、出来るだけこれまでに得られた情報とは異なる視点で新しい学びを得つつ、それらを持ち帰りたいという思いで取り組んだ１年間でした。

当初は自分が今まで経験してきた内容と全く違った支援方針や取り組みに戸惑うことが多かったですが、皆さんに非常に良くしていただいた事で、すぐに馴染むことが出来ました。

かわせみ寮第１では、入所者の特性に合わせた生活支援を、寮職員と共に行いました。自立課題の提供や余暇の選択、日課の視覚支援等を日々行うとともに、定期的に勉強会が行われ、テーマに沿った課題について資料作成やプレゼンを通じて知識を深めることが出来ました。そんな中、令和３年度途中から始まったコンサルティングによる、自閉スペクトラム症の方への「深く特性を理解し、配慮した支援」がこれまでの構造化された支援に加わることで、支援が更に一歩進んだように感じました。朝起きてから夜寝るまでを視覚化させたスケジュールで、尚且つ利用者自身が直接扱えるものであることや、徹底的に分かりやすく視覚提示をしていくことなど、これまでの自分の中の常識が覆るような体験を多くさせていただきました。特に印象的だったのは、非常に物壊しが多かった入所者の方に対して本人のためのスケジュールを提示したところ、真剣にスケジュールの始まりから終わりまでを見られ、以降は壊すことなく扱われるようになったことが思い出されます。この体験を通じて、深い特性への配慮が、行動障害を軽減する一つの方法であることは間違いない、と感じることが出来ました。

## Ⅱ．ひまわりの丘すまいるフロアに戻ってからの実践

現在は、令和４年４月１日付けで開設された「ひまわりの丘すまいるフロア」において、これまでに学んだ知識や経験を基に利用者支援の実践に励んでいます。学びの多かった自閉スペクトラム症の特性理解と、そこから支援に繋げていく考えを重視して、構造化された支援方法をチームで考えながら取り組んでいます。特に視覚支援を重視した取り組みでは、基本的な１日の活動を写真カードに落とし込み、それらを利用者の方に提示することで情報を伝達し、誰が支援しても同じような意思疎通が出来るように工夫しています。そのような取り組みの経験がなかった職員もいたため、当初は戸惑いながら繰り返す状況でしたが、活動に応じたカードの提示で職員による情報伝達のバラつきを減らし、利用者さんも徐々に迷いなく活動に移ることが出来るようになりました。現在は少しずつではありますが、１日提示のスケジュールを導入しつつあります。利用者さんの中にはこれまでに自身で活動カードを扱ったことがない方、上から下、左から右といった基本的な動きの流れなどをまだまだ理解されていない方も多いため、一足飛びに全て変えていくことまではできませんが、学んだことを着実に活かしていきたいと考えています。

## Ⅲ．終わりに

国立のぞみの園における１年間の研修は、間違いなく自分にとって転機となる貴重な経験でした。このような研修を受け入れてくださった国立のぞみの園の皆様、長期派遣研修を企画してくれた当法人、快く送り出してくれた家族、それぞれに心から感謝をします。１年間ありがとうございました。

# 実践レポート

## TEACCHファンダメンタルトレーニングセミナーを受講して

生活支援部特別支援課あじさい寮副寮長　宮下　由紀子
研究部研究課研究係長　髙橋　理恵

本年７月21日から８月６日にかけて行われた VIRTUAL TEACCH TRAINING FUNDAMENTAL OF STRUCTURED　TEACCHING（以下「TEACCHファンダメンタルトレーニングセミナー」という。）を受講しましたので、その概略をご紹介します。

なお、研修は、新型コロナウイルス感染症を考慮し、オンラインで行われました。また講義は、現地スタッフが講師となるため全て英語で行われますが、同時通訳がつくため日本語で受講することができました。

### Ⅰ．TEACCHファンダメンタルトレーニングセミナーの概略

TEACCHファンダメンタルトレーニングセミナーは９日間、９つのセッションからなるトレーニングで、受講生は自閉スペクトラム症（以下「ASD」という。）の特性を把握し、支援につなげる基本を学ぶことができるよう構成されています（表1）。

この構成は、ASDの特性がある人の様々な生活場面での意味理解を助け、他人に不要な介入をされることなく一人でやれるように日課や環境を整え、本来持っているその人の強みを最大限に活かすようにすることを目的としていると思われました。

研修は、講義やビデオ視聴の他に、ワークシートの作成、ディスカッション、グループセッションが行われ、受講生はワークに取り組みました。

### Ⅱ．セッションのポイントと現場への活用

#### （1）強みに気がつくためのチェックリストの活用

ASDの特性がある人たちは、基本的には「学習特性の違い」「社会的コミュニケーションの違い」「行動と感情のコントロールの困難」がありますが、その程度は一人ひとり違い

表1　開催日程及び講義内容

| 開催日 | 時刻（日本時間） | トピック |
|---|---|---|
| 7月 21 日（木） | 4:30AM－7:30AM | イントロダクション<br>自閉症の学習スタイル |
| 7月 22 日（金） | 5:00AM－7:30AM | スケジュール |
| 7月 23 日（土） | 5:00AM－7:30AM | ワークシステム |
| 7月 28 日（木） | 5:00AM－7:30AM | 教材の構造化 |
| 7月 29 日（金） | 5:00AM－7:30AM | アセスメント |
| 7月 30 日（土） | 5:00AM－7:30AM | 場面の組織化 |
| 8月　4日（木） | 5:00AM－7:30AM | 柔軟性と般化 |
| 8月　5日（金） | 5:00AM－7:30AM | 問題行動の解決プロセス |
| 8月　6日（土） | 5:00AM－7:30AM | 教室の割り付け<br>まとめ |

ます。この違いを丁寧に把握し、一人ひとりの強みと弱みに沿ったサポートをする必要があります。

この研修では、個々の違いを他の職員と情報共有するためのツールとして、支援に際して必要な配慮事項を検討するためにASDの特性のある人が社会をどのように見聞きしているか考えるヒントとなるチェックリストが紹介されました。

**（2）構造化を考える時におさえるべき5つの要素**

ASDの特性がある人に、その場で過ごすときの意味を分かりやすくする「構造化」を行うとき、以下の5つの要素を検討する必要があます。

①その人が理解できる伝え方
②ASDの人が苦手な「言葉の聞き取り」や「抽象的な内容」を避けるための視覚的支援
③活動の終了をわかりやすく示すこと
④教材や指示に注意を向け集中させる工夫
⑤見てわかりやすい情報と教材の整理

この①～⑤は、（1）でふれたチェックリストと照らし合わせて考える必要があります。

**（3）自立につながるスケジュールと環境設定**

ASDの特性がある人の多くは、何が期待されているかを理解するのに、その場の状況を視覚的手がかりで判断することがあります。特に適切なスケジュールの提示は重要です。

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では集団生活による他の利用者との兼ね合いのためにその手がかりが設置できなかったり、活動場面を整理することが困難であったりしますので、重点的に工夫をしなければならないと感じました。

**（4）皆に必要なリラクゼーションスキルの学習**

リラクゼーションスキルとは、ストレス軽減のための方法のことです。行動障害の有無にかかわらず、全ての利用者に個々の適切なリラクゼーションスキルを考える必要があります。このリラクゼーションスキルが日常的に増えることで、利用者自ら自分自身の気持ちを鎮めるだけでなく、気分を高めることも可能となり、他人に介入されずに不快感や不安感から開放されます。

リラクゼーションスキルの練習は、落ち着いているときに、視覚的手がかりを用いて行いますが、嫌な活動から逃げる行為にならないように回数、時間はしっかりと考える必要があることも学びました。当法人でも、今後は、意識的に行っていく必要性が高いと考えています。

## Ⅲ．受講した感想・印象に残ったこと

9日間の研修を通して、特に印象に残ったことは、前節の（4）で触れたことですが、コーピング及びストレス軽減のための方法についてです。コーピングとは「ストレスを感じた時に生じるストレス反応への対処法」のことで、具体的な方法としては、気持ちを安定させ穏やかにする活動に取り組む、感情を認識し感情に対応するためのプランを立てることです。

このようにストレスを自覚し、自ら気持ちを落ち着けることができれば理想ですが、ASDの特性がある人には難しいため、支援者がアセスメントを行う中で、気持ちが落ち着くものや集中できるもの、決まり文句などをそれぞれ見出し、集中度と効果を評価した上で、「気持ちを落ち着ける活動」としてスケジュールに組み込むことが必要だと感じました。

この研修はASDの特性がある人への基礎的な、しかし新しい視点について理解を深められた貴重な時間でした。日々の支援の中でも、特性に合わせた支援とともに、利用者の一人ひとりのストレス軽減方法を見出し、スケジュールに組み込み、穏やかな生活が提供できるよう考えていきたいと思います。

# 国立のぞみの園が令和3年度に取り組んだ調査・研究結果と令和4年度に取り組んでいる調査・研究について

研究部研究課研究係長　村岡　美幸

**国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、障害福祉等の制度・政策に係わる研究や、知的・発達障害（児）者の支援の実践に係わる研究に、有識者や実践者と共に取り組んでいます。本稿では、令和３年度に取り組んだ補助金・助成金研究６テーマの調査・研究の結果と、令和４年度に取り組んでいる調査・研究テーマをご紹介します。**

## Ⅰ．強度行動障害者支援に関する効果的な情報収集と関係者による情報共有、支援効果の評価方法の開発のための研究（厚生労働科学研究費補助金）（２年計画２年目）

強度行動障害者の支援現場でPDCAサイクルを回しやすくする共通のツール、具体的にはICF（国際生活機能分類）（以下「ICF」という。）やICT（情報通信技術）を活用した支援パッケージの開発を行いました。

ICFを活用することで障害特性や強み、本人の全体像の把握、ICTを活用することで記録の効率化や支援者間での円滑な情報共有などに効果が得られることを想定し、支援現場向けの運用マニュアルの作成、普及を行ってまいります。

## Ⅱ．障害者の高齢化による状態像の変化に係るアセスメントと支援方法に関するマニュアルの作成のための研究（厚生労働科学研究費補助金）（２年計画２年目）

自身で心身の変化を周囲に上手に伝えることができない知的・発達障害者等への適切なアセスメント方法と、適切な支援を提供するためのプログラムの実用化を行いました。

具体的には、①高齢知的・発達障害の障害福祉サービス事業所利用者103名分のICF記入データを得て、歩行や認知機能、移動や日中活動への参加などは、40、50歳代から変化が見られる事例が多いことを把握しました。また、②ICF・NPI（認知症における行動・心理症状を測定する検査）・背景要因チェックシート、支援計画シートを使用し、氷山の下に隠れて見えなかった対象者のニーズに気づき、適切な対応をするためのPDCAサイクルを回すプログラム（以下「高齢知的・発達障害者向け行動・心理症状ケアプログラム」という。）を実施することで、認知症及び認知症の疑いのある知的・発達障害者の行動上、精神上、心理上の状況が「見える化」でき、職員間での共通認識が得やすくなる、支援に必要なことの見落としが防げる、といった効果が確認できました。①と②により、「高齢知的・発達障害者の変化と気づきのためのライフマップ」「高齢知的・発達障害者向け行動・心理症状ケアプログラム」を完成させました。

## Ⅲ．高齢期発達障害者支援における関係機関の役割と地域連携の在り方に関する調査（障害者総合福祉推進事業）（１年計画１年目）

高齢期の発達障害者を地域で支える上で必要な関係機関の役割と地域連携の在り方についてヒアリング調査を行いました。

高齢期の発達障害者の問題については、障害福祉サービスに繋がることがなく児童期・青年期を過ごしてきたケースが現状では大多数であることから、発達障害者支援センターではなく、一般の高齢者支援や生活困窮者自立支援の場への相談が入口となっています。しかし、これらの機関と発達障害者支援センターなどの連携体制は構築されていない地域がほとんどであり、今後は上記の隙間を埋める役割を果たすコーディネーター役の存在、分野を超えた研修の実施が必要であることが課題として見えてきました。

## Ⅳ．地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究（障害者総合福祉推進事業）（１年計画１年目）

基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所などの障害福祉分野の機関と地域生活定着支援センターが入口支援にどのように関わっているかについて現状を明らかにするとともに、協働して入口支援を行った事例を把握し、障害者の入口支援を効果的に実施する方法について検討しました。結果、入口支援を行っている地域生活定着支援センターは全体の約８割、基幹相談支援センターは全体の約４割でした。基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所と地域生活定着支援センター等関係機関が地域において連携した支援を効果的に行うためには、①入口支援の周知、②役割分担と情報共有、③関係機関の顔の見える関係づくり、④「非行・犯罪行為をした障害者」に対する考え方が重要であることがわかりまし

た。

### Ⅴ．矯正施設を退所した女性の知的障害者等の支援における福祉・医療連携に関する調査研究（社会福祉推進事業）（1年計画1年目）

精神科医療や心理的ケアのニーズが高い、知的障害等のある女性の矯正施設退所者への支援において、地域生活定着支援センターおよび地域の障害福祉サービス事業所（居住先）が、どのように医療機関と連携しながら支援をしているのかについてヒアリング調査を行いました。結果、矯正施設退所後、地域生活継続において特に医療との連携を要するのは、「依存症」「トラウマ」「愛着」の問題がある対象者であることがわかりました。医療との連携において、機関同士の間をつなぐ「者」が重要であり、医療機関においてはソーシャルワーカーがその役割を担っていた一方、地域の福祉サービス事業所では不在もしくは限定的であることが課題として見えてきました。

### Ⅵ．東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究（東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）プロジェクト）（2年計画1年目）

ASEAN加盟10ヵ国における発達障害者の保健医療政策の現状と課題を、日本と比較することによって明らかにし、ASEAN加盟国が将来的な発達障害者の保健医療政策を検討するための基礎的な情報を整理すること、また、支援ツール（テキストブック）開発を協働で行い、アクションプランの一つとして提案することを目的に、令和3年12月より2か年計画で開始しました。研究1年目は発達障害者施策の進捗と人口規模等を鑑み、インドネシア、ベトナム、フィリピンを重点対象国として実施しました。保健医療政策の比較は、発達障害者支援を実施する団体をリスト化し、半構造化面接のインタビューガイドを作成しました。支援ツールの開発は、オンラインでのグループワーク実施の準備を行いました。また、フィリピンに訪問し、政府、支援関係者、家族団体等とのネットワークづくりと調査準備の打合せを実施しました。

以上が、令和3年度に取り組んだ補助金･助成金研究6テーマの調査・研究の結果です。その他の研究及びこれまでに当法人が取り組んだ研究は、当法人のホームページ「調査・研究」→「調査研究報告」→「紀要」に掲載しております。

### Ⅶ．令和4年度に取り組んでいる調査・研究

令和4年度は、補助金研究2テーマ、助成・受託金研究2テーマ、法人内研究12テーマ、外部機関研究への派遣8テーマの計24テーマの調査・研究に取り組んでいます。以下で、外部機関研究への派遣8テーマを除く16テーマについてご紹介します。

1）強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究
2）地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務の適正化に関する調査研究
3）東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究
4）高齢期の発達障害者を地域でより効果的・効率的に支援するための体制づくり
5）認知症（疑い含む）を発症した知的・発達障害者に見られる行動・心理症状への支援プログラムの普及ー障害分野向けアドミニストレーター養成プログラムの検証ー
6）A園で受け入れている支援者現任研修の研修ニーズー高齢知的障害者・行動障害のある者・矯正施設等を退所した知的障害者・発達障害児の支援者を対象にー
7）高齢知的・発達障害者の食形態（治療食含む）の変更の時期と食形態変更後の本人の変化ー食形態（治療食含む）が変わると何が変わるのかICFの視点で本人の変化を可視化する取り組みー
8）重度知的障害者の健康増進プログラムの導入とその効果に関する研究
9）障害福祉サービスにおけるVineland-ⅡとICFを用いたアセスメント及びモニタリングの試行
10）自閉スペクトラム症のやせ状態からの体格改善に関する事例研究～強度行動障害を有する利用者を対象に～
11）A園における強度行動障害の方の「異食事故」の対応に関する研究
12）矯正施設を退所した知的障害者における小児期逆境体験に関する研究
13）A園における服薬支援に係る仕組みの改善についてー管理方法の改善と安全指針の導入ー
14）A園での新型コロナ感染者発生中及び収束後の寮の困りごと緊急調査
15）障害者支援施設における強度行動障害に対応した通過型機能の在り方
16）A園における相互間交流（現任研修）による強度行動障害者支援にかかる人材育成に関する研究

令和4年度以後、知的・発達障害の調査研究で、こんな研究テーマに取り組んでほしい、こんなデータがほしいというご希望がありましたら研究部（027-320-1450）までご提案下さい。そのような新しいテーマも含め、私たちは複数のアンケート及びヒアリング調査を予定しております。調査研究は、障害のある方の生活をより一層豊かにするために活用していきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

# 原点回帰
## ～対人援助の土台～

診療部長　成田　秀幸

私が知的障害や発達障害のあるお子さん、大人の方の診療に携わるようになって20年以上になりますが、「自分は医療者として、支援者として、当事者やご家族の方の役に立てているのだろうか」と、迷いや不安が生じ頭を抱えることがしばしばあります。そんな時、私は“片づけ”に没頭したりします。混沌とした頭や心を解きほぐし、整理整頓するのに役立っているのでしょう。最近、片づけをしていたら、約15年前に参加した自閉症カンファレンスNIPPONのテキストを見つけました。懐かしく思いページをめくると当時の自分が書いたメモがあり、支援者としての自分の土台と言える原点を思い出させてくれました。今回はその内容について書きたいと思います。

### Ⅰ．相手の視点から周りの世界を見る
### ～特性はそのための“手がかり”～

登壇された先生方のお話を伺って印象に残ったことを書いたメモには、『支援者側からの視点で自閉症の方を見る→自閉症の方の視点から周りの世界を見る』とありました。私たち支援者は、自閉症についての知識、支援に携わる中で積み重ねた経験、フォーマル・インフォーマルなアセスメントの内容により、その当事者の方がどのような特徴を持っておられるのかを知り、把握します。ただしこの段階では「支援者側からの視点で自閉症の方を見る」ことにとどまっています。支援にあたっては、ここからがようやくスタートです。得られたその当事者の方の特徴に関する情報は、その方がどのように周りの世界を感じ、認識する方なのかを理解するための“手がかり”にすぎません。その“手がかり”を使って、その方をとりまく環境、これまでの経過をあらためて「見直す」ことが、有意義な支援につなげるための欠かせない大切なプロセスです。支援者側からみた環境、把握している経過は、知らず知らずのうちに支援者側の視点による解釈によって意味づけられています。その方の特性に沿って環境や経過を「見直す」ことで、その方がどのように環境を認識しているのか、これまでの経過がその方にとってどのような体験であったのかをはじめて知ることができます。そしてその内容は、支援者側が認識していたものとは異なることもしばしばあり、そのことに支援者が気づき、理解することに意義があります。

### Ⅱ．支援者自身も取り巻く環境の一部であることを自覚する

当事者の方の特性に沿って環境や経過を「見直す」ときに、支援者がしっかりと自覚しておかねばならないことは、支援者自身の存在や振る舞いは当事者の方にとっての環境の一部であり、支援者からの関わりの積み重ねは当事者の方にとっての体験の経過の一部を担っているということです。また、支援者自身が「支援」と意識している当事者の方への関わりだけでなく、当事者の方に向けたつもりではない支援者自身の言動が当事者の方にとっては大きな意味を成し、影響していることも十分にあり得ます。その意味で、「見直す」というプロセスにおいてとても重要なことは、支援者自身が自らの振る舞いや関わりを、支援者自身の視点からではなく、当事者側の視点から「見直す」ことです。しかし、これはなかなか難しい作業でもあります。その理由の一つは、支援者自身、自分のことであっても自分では気がついていないことが多々あるからです。そしてもう一つは、よかれと思って支援して

いる支援者自らの関わりが、場合によっては思いもかけず当事者の方の負担になっていることがあり、そのことに支援者自身が気づくことで落ち込んだり、自分を責めたくなるような気持ちが生じることもあるからです。これらの難しさを解消するためにとても重要なのは、支援者同士が話し合い、お互いに支えあうことです。どんな支援者も、個としては不完全です。どんなに知識や経験を積み、技術を身につけたとしても、様々な当事者の方、つまりは人間の多様性をすべて網羅できることはあり得ません。その不完全さを、そしてお互いにお互いの支えが必要であることを支援者同士が自覚し、支えあっていくことが大切です。支援者が自分一人だけでは気づけないことを他の支援者からの指摘で気づくことができれば、自分一人では到達できなかった当事者理解につながり、自分一人では発想できなかった支援や工夫のアイデアを生み出すことも可能になると思います。単に連絡を取り合う、顔がつながっているという形式的なものではなく、支援者同士の支えあいによって相乗効果を生む有意義な「連携」「ネットワーク」が、各支援者が孤立することを防ぎ、当事者の方の視点に立った適切な支援を継続していくことを可能にするのではないかと思います。

## Ⅲ.「共感的理解」により当事者にとって一貫した支援を

もう一つ、メモの中に『私のことを“理解”してほしい。支援より“理解”してほしい。“理解”できないなら支援しないで』『“理解”されなくて苦しんできた』とありました。おそらく当事者の方からのお言葉を紹介された内容だったと記憶しています。私見ですが、当事者の方が期待し求めている“理解”とは、“こだわりが強い”、“感覚過敏が顕著”など、支援者側の視点で当事者の方を外側から解釈した“理屈”ではなく、当事者側の視点に立った「共感的理解」だと思うのです。「追体験」を通じて当事者の方の視点から支援者自身も含めて周りの世界や経過を見直し、当事者側から理解しようと努め続けること、そのプロセスによる「共感的理解」が当事者の方にとって欠かせない、必要なものなのではないかと思います。たとえどんなに強い行動障害があるとしても、「共感的理解」に沿って支援を組み立てていくという基本は絶対におろそかにしてはいけない、大切な支援の土台だと思います。“理解するだけでは支援にならない”という意見もあるかもしれません。しかし、“理解”だけで終わってしまうのだとすれば、それは支援者側の視点から見た“理屈”にとどまっているからではないかと思います。“特性があるのはわかるけど、現実社会は厳しい”という理屈で、世の中の既存の枠組みに合わせていくことを当事者が一律に求められているように感じることがしばしばあります。診断やアセスメントの情報が、当事者の方の視点に立った「共感的理解」のために活用されることで、理屈的な“理解”で終わらずにすみ、既存の枠組みを含めて環境側を調整・工夫していく発想や支援に必ずつながると思います。

そしてこのことは自閉症支援に限った話ではないと思います。例えば、近年注目されている「トラウマインフォームドケア」においても通じるところがあると思います。表に見える言動を支援者側からの視点だけで解釈してしまうのではなく、“当事者の方にトラウマがあるかもしれない”という観点を持ち、当事者側の視点から周囲の環境や経過をとらえ直し「共感的理解」に努めることで、表に見える言動に違った意味を見出すことができ、当事者の方にとって本当に必要な支援につながっていくのです。

## Ⅳ. おわりに

支援において大切なことは、当事者の方にとって一貫していること、当事者の方にとって“筋が通っている”ことです。そのような支援を実現、継続していくために「共感的理解」は欠かせないものです。あらゆる対人援助の土台となるこの大切な原点を、これからも忘れずに歩みを進めていこうと思います。

# 支援者の陰性感情との向き合い方について

生活支援部特別支援課はばたき·ひなた寮　生活支援員　岡本　　萌

## Ⅰ．はじめに

みなさんは自分の陰性感情とどのように向き合っていますか？ 陰性感情とは、怒りや悲しみなどのネガティブな感情のことを指します。

はばたき・ひなた寮には様々な障害特性を持っている方、トラウマを抱えている方が多く入所しています。そういった方たちを支援する際に、自身の陰性感情やストレスとの向き合い方、支援者を支援するしくみについて考えておくことはとても重要なことです。

今回は、様々な特性を持った方、トラウマを抱えている方たちを支援する上での陰性感情を感じる場面や、はばたき・ひなた寮での取り組みについてお伝えします。

## Ⅱ．支援現場の現状

自分に対して暴言や暴力行為を向けられる、他の支援者が攻撃されているのを見る、対人援助の現場ではこういった場面を体験することがあります。また、繰り返される問題行動、対象者と自身の認知の違いから支援に対する悩みを抱えること、対象者の人間関係に引き込まれて振り回されてしまうことなどが日々の支援の中で起こっています。

対人援助の現場では、「陰性感情はもってはいけない」「対象者を受け入れなければいけない」といった考えが一般化しているように思います。確かに、陰性感情が生じたからといって、対象者に対して表出したり、支援の質が変わるなどは支援者として適切ではありません。しかし、様々な特性を持った方、トラウマを抱えている方を支援していくにあたり、陰性感情が起こるというのは当然の反応です。

では、陰性感情を抱いたときにはどうしたらいいのでしょうか？まずは、陰性感情を持ってしまったことを否定せず、自分自身の感情を認めるということが必要です。そのうえで、対象者のことが受け入れられないのか、苦手意識を感じているのか、対象者を理解することで変化することが可能なのかを見極め、受け入れられない場合には支援者を交代することも視野に入れます。また、苦手意識や対象者の理解のためには、自己研鑽はもちろんのこと、じっくり対象者と向き合うことで変化することもあります。

陰性感情を持ってしまうことの多くは、自分が経験していないこと、ジェンダーの違い、それにまつわる視点のちがいなど、過去の自分自身の経験や物差しから対象者を測っていることなどが考えられます。今起こっていることについて対象者を見るのではなく、トラウマの影響や反応であると考えることで感情をコントロールできたり、解消できる場合もあります。

## Ⅲ．組織とトラウマ

支援と組織の間で板挟みになり、それがストレスや陰性感情につながることもあります。対象者が抱えるトラウマは日常生活のあらゆる場面に影響を及ぼしていますが、それがトラウマの影響とは表面上見えにくいことも多いです。そのため、対象者に直接かかわる支援者たちがトラウマに関して一定の知識を持っていないと、対象者のトラウマの影響を受けた行動は「問題行動」「ルール違反」と認識し、対象者を「大変な人」「これ以上支援できない」と見なしがちです。また、支援者たちを管理する組織がトラウマの影響を踏まえていないと、対象者に対してはよりルールを厳しくし、支援者に対しては支援力を問題視することにもつながりかねません。支援者と組織で対象者の特性やトラウマの可能性について共有し、共通理解を持つことが必要です。

私は今、特に性的な逸脱行為のある女性対象者に対して対応が難しいと感じています。性的な逸脱行動は女性対象者が過去に受けたトラウマの影響が考えられます。頻繁に無断外泊されては困る、望まない妊娠をしたら困るなどの理由から、服薬調整や制限を設けるような支援方針を立てがちです。知的な制約がある対象者に対してはなおさら制限を設けるという方向になりやすいと感じます。環境を制限するだけではなく、対象者のトラウマの影響を理解した上で、トラウマをケアしていくことを前提とした組織的な支援体制を整えていくことが求められます。

また、支援者、組織として、対象者のことを丸ごと受け止め続ける、断らない、という姿勢を求め過ぎないことも時には必要だと思います。いったん距離を置くことや、支援者を変えることでお互いにちょうどよい距離を保てる場合もあります。問題行動を改善するために支援者や対象者に変化を求めすぎてしまうと、さらなるトラウマを生んでしまうケースもあるため注意が必要です。また、対象者の問題行動に対しては支援者の責任ではなく、対象者自身にも責任があるという視点を持つことも大事です。

## Ⅳ．はばたき・ひなた寮の取り組みについて

はばたき・ひなた寮ではピアカウンセリングや上司との個別面談を行うしくみができています。特にピアカウンセリングでは支援の現場を離れた職員に話を聞いてもらえるため、支援対象者のことだけでなく、組織のことや現場のことなどについても話をすることができます。話したことに対して良い悪いと評価せずに話を受け止めてもらえる場となっているため、自分の状況について振り返ることや肯定することができます。

陰性感情を抱くことをダメなこととせず、支援を行っていくうえで起こりうる自然なことであると捉えて「当たり前だよね」「陰性感情抱くよね」と確認できる場があるということが支援者の安心につながります。ピアカウンセリングの中で何かが解決する、支援の方向性が決まるというわけでありませんが「陰性感情は起こるもの」としてピアカウンセリングなどの場を設けるということに意味があると思います。

また、支援の中で「問題行動」を当事者からのなんらかのメッセージであると捉えることも重要です。「なんでこんなことをしたのか？」と問い詰めるのではなく、「なにがあったのか？」という問いかけをしていくことで、自分のことを気にしてくれている、ケアしてくれる人という感覚が生まれます。はばたき・ひなた寮ではそういった視点を持って関わることを心がけています。

また、日々の支援のなかで、職員同士のコミュニケーションが行える雰囲気や場が設けられているとよいと感じます。ちょっとしたことを相談できたり、職員間で意見交換ができるような場面が日々の中であると一人で抱え込まず職員間で考えながら支援が行え、職員同士で助け合いやすくなります。また、支援者同士の関係も対象者には大きく影響を与えます。特にはばたき・ひなた寮は入所施設なので、寮の雰囲気はとても重要です。自分が疲れているとき、悩みがあるときなど、気を付けていても対象者は敏感に感じ取っていますので、そういうときは注意が必要であると支援をしていて感じます。

## Ⅴ．最後に

これまで、支援をする上で陰性感情が生じやすい場面や、はばたき・ひなた寮での取り組みについて述べてきました。しかし、実際日々めまぐるしく過ぎていく対人援助の現場では、忙しいことや人員不足を理由に、支援者のケアというのは後回しになってしまいがちです。現場の支援者がこの問題について考えることも必要ですが、組織として支援者を支援する仕組みを整えることが重要です。

個人的な対応として、ストレスの発散方法をいくつか持っておくこと、陰性感情が起こりうることを知っておくことも有効です。定期的な軽い運動や趣味の時間をもつなど、自分で自分をケアしていくことで、健康な状態で支援にあたることができると思うのです。

個人、現場、組織、それぞれで支援者を支援する仕組みについて考えること、それらが整うことで安心して長期的な支援関係を築いていけるのではないでしょうか。

# INFORMATION

## NOZOMINOSONO BOOKS

### 知的・発達障害者のすこやかシリーズ３

# 食と口腔衛生

ご家族や生活支援員等の支援者は、日常の支援において、食べることや口腔衛生に関する不安を抱えているといわれています。

「すこやかシリーズ 03 食と口腔衛生」では、実践経験豊かな多職種の専門家が、食や口の中の衛生の考え方や工夫の仕方について解りやすく解説しています。

**明日の支援に即いかせる情報満載の一冊です。**

価格 **500**円（消費税・送料込）

## 『すこやかシリーズ既刊』

知的・発達障害者のすこやかシリーズ2

### 生活習慣病予防

生活習慣病に関する様々な情報を一冊にまとめましたので、ぜひ参考にしてみてください。

価格 **500**円（消費税・送料込）

知的・発達障害者のすこやかシリーズ1

### 健 康 診 断

健康診断を受ける機会が少ない知的・発達障害者の健康づくりにお役立ていただきたい一冊

価格 **500**円（消費税・送料込）

## 『矯正特集』関連書籍

### 司法の期待に福祉はどう応えるのか

～福祉の自律性と司法との連携～

価格 **1,200**円（消費税・送料込）

### 理論と実践で学ぶ知的障害のある犯罪行為者への支援

価格 **1,500**円（消費税・送料込）

## その他書籍

事例で読み解く障害者虐待

価格 **1,000**円（消費税・送料込）

あきらめない支援
行動問題をかかえる利用者に対する入所施設における実践事例集

価格 **1,000**円（消費税・送料込）

こどもたちがおしえてくれたこと
発達障害のこどもたちと向き合う臨床の現場から

価格 **500**円（消費税・送料込）

高齢知的障害者支援のスタンダードをめざして

価格 **1,000**円（消費税・送料込）

※書籍の詳細は、国立のぞみの園のホームページにもあります。

# お問い合わせ先のご案内

### ○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労継続支援Ｂ型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.**027-320-1416**【事業企画部支援調整係】

### ○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL.**027-320-1005**【地域支援部発達支援係】

### ○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。健康診断や医療に関する相談等も受け付けています。

TEL.**027-320-1327**【診療所医事係】

### ○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.**027-327-3520**【事業企画部相談係】

### ○講師の派遣、知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

研修会などの講師として職員の派遣を行っています。障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.**027-320-1366**【事業企画部事業企画係】

### ○研修会等の開催について

研修会やセミナーの開催のお問い合わせに対応いたします。

TEL.**027-320-1357**【事業企画部研修係】

### ○実習生等の受け入れ、ボランティアの受け入れ、施設見学について

大学・専門学校などからの学生等の受け入れ、ボランティアの受け入れや施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.**027-320-1322**【事業企画部養成係】

### ○刊行物のご案内

ホームページ **https://www.nozomi.go.jp/　調査・研究→調査研究報告・テキスト**をご覧ください。

## 編集事務局からのお願い

人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやE-メールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ　**https://www.nozomi.go.jp/**でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】
TEL.027-320-1613(総務部)
FAX.027-327-7628(直通)

## 国立のぞみの園へのアクセス

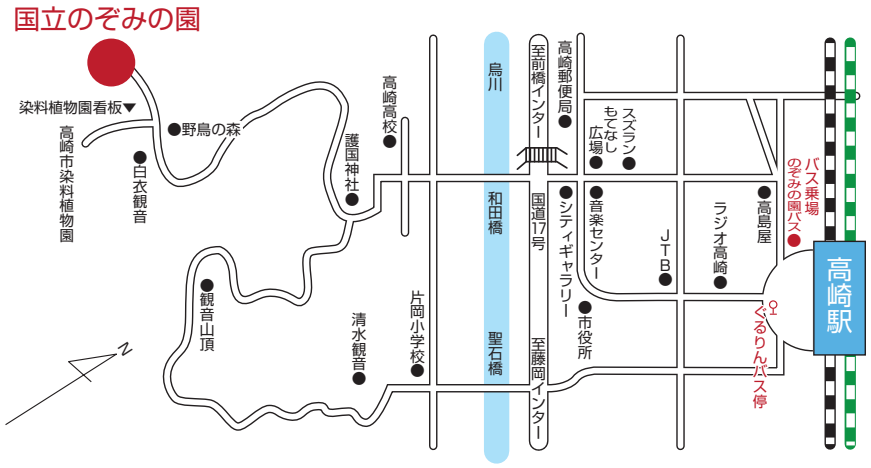


### ① タクシー利用

所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】

### ② バスの利用

①市内循環バス「ぐるりん」　乗り場8番

・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車

・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車

所要時間【約30分】

②のぞみの園定期バス（利用者優先）

所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

## ニュースレター

令和４年10月１日発行　第74号（年間４回（４月・７月・10月・１月）１日発行）
平成16年８月20日創刊
編　集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
制　作／上武印刷株式会社
〒370-0865　群馬県高崎市寺尾町2120番地2
TEL.027-325-1501（代表）　FAX.027-327-7628（代表）
ホームページ　https://www.nozomi.go.jp/
E-メール　kouhou@nozomi.go.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C117651
PRINTED WITH SOY INK
Waterless Printing Naturally